

やまぐち ナースセンターだより

No.112

■再就職を目指す方へ

地域の病院で再チャレンジ研修開催中

平成26年度【Ⅲ期】再チャレンジ研修を受講してきました



子育てが一段落していざ働くと思った時には、既に10年のブランクがあり、いきなり現場に出て働くこととても不安を感じていました。小郡第一総合病院で5日間の研修をして、働いていた時の感覚や雰囲気を思い出すことができたと同時に、もっと勉強をして専門分野を突き詰めていきたいという新たな目標を持つこともできました。

初心にかえったつもりで、看護の仕事をしながら色々なことを吸収していきたいです。この度思いきって参加してみて本当に良かったと思います。

吉岡 美希

平成27年度再チャレンジ研修

【Ⅰ期】受講者募集

地域の協力病院で5日間程度の研修を行います。子育て期間中でそろそろ復帰を考えている方、もう一度看護職へチャレンジされる方の受講をお待ちしております。

- 対象者 未就業看護職
- 研修期間 平成27年4月～6月
コーディネーターが日程を調整します
- 募集期間 平成27年1月13日～3月20日
- 申し込み先 山口県ナースセンター
山口県看護協会ホームページをご参照ください。



■有料職業紹介事業所の利用について《ご注意》

●病院・クリニックなど医療機関や福祉施設の皆様へ

ここ数年、医師・看護師などの医療従事者の採用に当たって、民間の有料職業紹介事業者（人材紹介会社）を利用した医療機関が対応に苦慮する事例が生じています。このような問題を未然に防ぐために、事業者を選ぶとき、利用するときに注意することがあります。これらのチェックポイントをまとめた厚生労働省のホームページをご覧ください。

【相談窓口】

山口労働局 需給調整事業室 電話 083-995-0385

●看護職の皆様へ

「山口県ナースセンター」や「eナースセンター」などインターネットで検索すると、有料職業紹介のホームページが上位に表示されています。誤って有料職業紹介事業者へ登録することがありますので、山口県ナースセンターは「山口県看護協会」ホームページのトップ画面にある「eナースセンター」からご利用ください。



■求人・求職のご相談は

山口県ナースセンター（無料職業紹介）をご利用ください。

受付 火・水・金曜日（月曜日は閉館）

電話 0835-24-5791 FAX 0835-24-1230

費用 無料

メール yamaguchi@nurse-center.net

ナースセンターへの届け出が制度化へ

「看護師等人材確保の促進に関する法律」が改正され、2015年（平成27年）10月から、離職時のナースセンターへの届け出制度（努力義務）が全国で始まります。離職した看護職は、まず、ナースセンターへ届け出をしましょう。

山口県ナースセンターへ届け出をされた方には、山口県の看護職員確保・定着を促進するために準備された多くの事業を利用いただきながら、離職から次の再就職までを全面サポートしていきます。

詳細は、山口県ナースセンター（電話0835-24-5791）へお問合せ下さい。

■ 看護師等人材確保促進法改正のポイント

（ナースセンターの業務拡充）

- 現行の無料職業紹介事業に加え、「離職後、求職者になる前」の段階から支援ができるようナースセンター業務規定を改正

- 離職後、復職するか否かを迷っている看護師等に対して、適切なタイミングで効果的なアプローチが可能になる。

（ナースセンターの情報把握強化）

- ナースセンターが効果的な支援を行えるよう看護師等に対して、離職した場合等にナースセンターへの住所、氏名、連絡先その他の情報等の「届出の努力義務」を規定。
- ナースセンターが官公署に対し情報提供を求めることができる旨の規定を整備。
- 併せて、ナースセンター役職員等について、守秘義務規定を整備。

- ナースセンターが、離職している看護師等の情報を効果的に把握することにより、離職した看護師等の潜在化を予防し、効果的な復職支援につなげることが可能になる。
- 「届出」事務を合理的に実施するため、中央ナースセンターシステムを活用し、看護師等が自らインターネット経由で登録する方法等を検討。

（支援体制の強化）

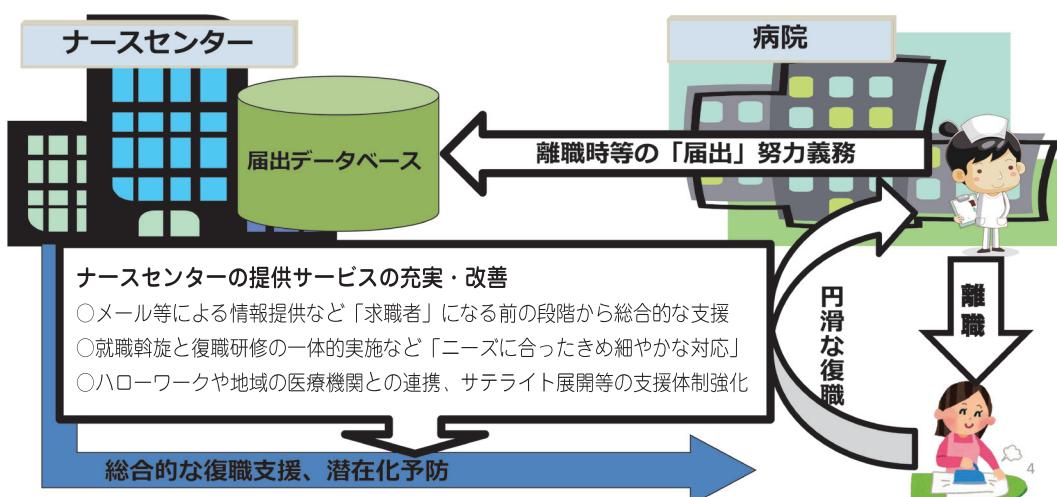
- より身近な地域でナースセンターによる支援が受けられるよう、ナースセンターの業務を地域の医療機関等に委託することができる旨の規定を整備。
- 関係機関との連携規定を整備。

- サテライト展開等が可能になり、利用者にとって、より身近な地域で相談等のサービスが受けられるようになる。
- 財源として「新たな財政支援基金」の活用も可能。
- 地域の関係者との連携体制を強化。

■ 看護師等の復職支援強化 看護師等人材確保促進法改正イメージ※平成27年10月1日施行

- 都道府県ナースセンターが中心となって、看護職員の復職支援の強化を図るため

- ・看護師等免許保持者について一定の情報の届出制度を創設し、離職者の把握を徹底。
- ・ナースセンターが、離職後も一定の「つながり」を確保し、求職者になる前の段階から効果的・総合的な支援を実施できるようナースセンターの業務を充実・改善。
- ・支援体制を強化するための委託制度やその前提となる守秘義務規定等関連規定を整備。



出展：厚生労働省「第11回看護職員需給見通しに関する検討会資料3-2」